

9月 7日 事務次官等会議
9月 8日 閣 議
9月13日 公 布

平成18年9月
内閣府

「平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度とは、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助かさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。
今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

激甚災害名

「平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

5月23日から7月29日にかけて、日本付近に連続して停滞した梅雨前線等の影響により各地で大雨となり、長野県や鹿児島県、島根県などを中心に大きな被害が生じた。

<5月23日から6月18日>

梅雨前線が南西諸島付近に停滞したため、沖縄地方や九州地方で大雨となった。その後、前線が本州南岸まで北上したため、沖縄地方から北海道地方の広い範囲で大雨となった。

<6月22日から7月13日>

梅雨前線が九州から本州南岸に停滞し続けたため、九州地方を中心に、西日本から東北地方で大雨となった。このうち、7月8日から10日にかけては、沖縄の南海上から九州の西海上を北上し、その後、朝鮮半島に上陸した台風第3号の影響も加わり、各地で大雨となり、沖縄地方、九州地方では暴風となった。

<7月15日から7月29日>

梅雨前線が九州から東日本に停滞し続けたため、九州地方、山陰地方、北陸地方等を中心に記録的な大雨となった。

<参考：被害の状況>

(1) 公共土木施設等関係 (8/15現在)

(単位：億円)

| | 公共土木施設 | 公立学校 | 児童福祉施設 | 公営住宅 | 老人ホーム | 合計 |
|-------|---------|------|--------|------|-------|---------|
| 査定見込額 | 1,313.1 | 9.4 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 1,323.4 |

(2) 農地、農業用施設及び林道関係 (8/16現在)

(単位：億円)

| | 農地 | 農業用施設 | 林道 | 合計 |
|-------|------|-------|------|-------|
| 査定見込額 | 88.7 | 158.5 | 97.6 | 344.8 |

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 0.7億円 (8/10現在)

適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章)
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(78% 87% (全体平均、過去5年間の実績))
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 94% (農地、過去5年間の実績))
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30~90%)
- (4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
- (5) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
- (6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
市町村の行う感染症予防事業(消毒、ねずみ駆除等)の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。(都道府県1/3 国2/3)
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

中山、宜保、金子

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第二百九十号

平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激 甚 災 害 | 適 用 す べ き 措 置 |
|--------------------------------------|--|
| 平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 | 法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置 |
| 備考 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。 | |

二 上欄の暴風雨とは、平成十八年台風第三号（同年七月一日に北緯七度三十分東経百三十七度四十八分において台風となった熱帯低気圧で、同月十日に北緯三十七度三十分東経百二十八度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

